

図書館だより等広告掲載事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、図書館だより等への広告の掲載に関し千葉市広告掲載要綱（平成18年3月3日施行）第4条第1項の規定に基づき、広告の掲載の決定その他の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号で定めるところによる。

(1) 図書館ホームページ 千葉市中央図書館が管理するホームページをいう。

(2) バナー広告 図書館ホームページ内の Web ページに表示される広告画像で、広告主の指定する Web ページにリンクするものをいう。

(広告掲載を行う広告媒体)

第3条 広告の掲載を行う広告媒体は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 図書館だより 各号

(2) 図書館ホームページ（掲載する広告は、バナー広告に限る。）

(広告の掲載位置および規格)

第4条 前条に掲げる広告媒体の広告の掲載位置及び規格は、別表のとおりとする。

(バナー広告の掲載期間)

第5条 バナー広告の掲載の申込みは1か月単位とする。ただし、複数月にわたる申し込みを行うことを妨げない。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、第3条各号に掲げる広告媒体ごとに、それぞれ行うものとする。

2 広告の募集事務は、当該広告媒体の刊行等に係る業務を受託した事業者に委託して実施することができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載の申込みは、市長に対し広告掲載申込書（様式第1号）を提出して行うものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は前条の規定による広告掲載申込書の提出があったときは、当該広告の掲載の可否を千葉市広告掲載要綱、千葉市広告掲載基準その他の規程に基づき判断し、決定する。

2 前項の規定による決定において、広告掲載可能者が複数いる場合は、決定すべき人数をあらかじめ定めた上で、第3条第1号の広告媒体についてはこれらの者によるくじ引きにより、同条第2号の広告媒体については千葉市ホームページ広告取扱要領（平成18年3月10日施行）第11条第3項及び第4項の規定により決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載を可とする者には広告掲載決定通知書（様式第2号）により、広告掲載を否とする者には広告非掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(広告掲載に係る契約)

第9条 前条第3項に規定する広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）

は、速やかに市と広告掲載に関する契約を締結するものとする。

(広告掲載料)

第10条 第3条に掲げる広告媒体に関し広告主が市に対して支払う広告掲載料の額は、別に定める。

2 第8条第2項の規定による決定において、一の広告枠に複数の広告主を割り当てる場合には、該当する広告掲載料の額を割当人数で除した額を広告掲載料とする。

3 広告主は、市長が別途定める時期までに、広告掲載料を支払うものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、自己の広告に関する一切の責任を負担するものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 バナー広告の広告主は、当該バナー広告にリンクされた広告主の指定する Web ページへ接続したことにより、コンピュータウィルスの感染その他の損害を受けた者に対し、一切の責任を負担するものとする。

(広告原稿の作成等)

第12条 広告主は、広告原稿の作成等に係る一切の経費を負担するものとする。

2 広告主は、市長の指示に従い広告原稿を提出するものとする。

3 市長は、広告原稿に記載された内容、デザイン等が広告掲載申込書の内容と相違する場合その他公益に反すると判断した場合には、広告主に対しその是正を求めることができるものとする。

(広告内容、デザイン等の協議)

第13条 広告の内容、デザイン等については、市の信用性、信頼性等を損なうことのないよう、市と広告主が協議するものとする。

(バナー広告の内容等の変更要求)

第14条 市長は、バナー広告の内容及びデザイン並びにバナー広告にリンクされた広告主の指定する Web ページの内容等が法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領その他の規程に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(バナー広告におけるリンク先の変更の連絡)

第15条 バナー広告の広告主は、当該バナー広告のリンク先を変更しようとするときは、変更の1週間前までに市長に対し連絡をするものとする。

(広告掲載の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 広告主が第12条第2項の規定による指示に従わないとき。

(3) 広告主が第12条第3項の規定による市の是正の請求に応じないとき。

(4) 広告主が第13条の協議に応じないとき。

(5) バナー広告において、広告主が第14条の規定による広告の内容の変更に応じないとき。

(6) その他、バナー広告において、広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第 17 条 広告主は、第 12 条第 2 項の規定による広告原稿の提出後は、広告の掲載を取り下げることができない。

2 前項の規定に反して広告主が広告の掲載を取り下げた場合にあっては、広告掲載料は返還しない。

(バナー広告における広告掲載期間の延長)

第 18 条 バナー広告において、広告期間内に市の都合で図書館ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 バナー広告において、広告主の責めに帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(補則)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、広告の事務処理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 広告の掲載位置及び規格

広告媒体の区分	掲 載 位 置	1 枠 の 規 格
第 3 条第 1 号	全 4 頁のうち 4 頁目の一部	縦 90mm × 横 90mm
第 3 条第 2 号	トップページの一部 検索ページの一部	(1)大きさ 縦 60 ピクセル×横 140 ピクセル (2)形 式 GIF(アニメ可)、JPEG 又は PNG (3)データ容量 4 KB 以下

様式第 1 号

図書館だより等広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

法人番号、名称及び代表者の氏名

事務所又は事業所の所在地

図書館だより等広告掲載事務処理要領第 7 条の規定により、下記のとおり広告掲載を申し込みます。申し込みに当たっては、同要領を遵守します。

記

1 広告内容

2 業種

3 広告掲載を希望する広告媒体と掲載枠（図書館ホームページへのバナー広告の掲載の場合はトップページか検索ページのいずれかを指定し、掲載を希望する期間を記入）

4 リンク先 Web ページの URL（図書館ホームページへのバナー広告の掲載の場合）

5 担当者連絡先

(1) 氏 名：

(2) 連絡先電話番号：

(3) 連絡先電子メールアドレス： @

(4) FAX 番号：

6 千葉市が同市の保有する当法人（団体）の税情報を調査することについて

☐ 同意します ☐ 同意しません

※同意しない場合は、市税滞納のないことがわかる書類を添付すること。

様式第 2 号

広告掲載決定通知書

年 月 日

名称及び代表者の氏名

事務所又は事業所の所在地

千葉市長

印

年 月 日付けにて申し込みのありました広告掲載について、広告掲載することを決定しましたので、図書館だより等広告掲載事務処理要領第 8 条第 3 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 広告内容

2 業種

3 広告掲載を希望する広告媒体と掲載枠（図書館ホームページへのバナー広告の掲載の場合はトップページか検索ページかの区分及び掲載期間）

4 リンク先 Web ページの URL（図書館ホームページへのバナー広告の掲載の場合）

5 その他

広告掲載に当たっては、図書館だより等広告掲載事務処理要領を遵守すること。

様式第 3 号

広告非掲載決定通知書

年 月 日

名称及び代表者の氏名
事務所又は事業所の所在地

千葉市長

印

年 月 日付けにて申し込みのありました広告掲載について、広告掲載を不可と決定しましたので、図書館だより等広告掲載事務処理要領第 8 条第 3 項の規定により通知します。